

第 41 期事業報告

はじめに

令和 3 年度も前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に翻弄された 1 年となりました。感染防止対策と社会経済活動の両立を目指しつつも、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返され、コロナ禍からの脱却は叶いませんでした。

夏場に急拡大したデルタ株が沈静化した第 3 四半期以降、日本経済は回復に転じ、経済活動の正常化を予感させましたが、変わって出現したオミクロン株の爆発的な感染拡大が個人消費を再び停滞させるなど、回復基調にあった景気にブレーキが掛かりました。さらには、ウクライナ情勢による資源価格の高騰や円安による物価上昇等が、国内経済の下押し圧力を増しています。

金融機関を取り巻く環境は、日銀の金融緩和政策による超低金利が長期化し、人口の減少、他業界の参入、コロナ禍への対応等と相俟って、依然厳しい状況が続いており、ポストコロナを見据えたビジネスモデルの構築が求められます。為替は、日米の金利差拡大による円安が年度末に急速に進み、日経平均株価は、上値は重く下値も堅い往来相場で推移しましたが、ロシアのウクライナ侵攻後は下落基調を辿りました。

雇用環境については、人口減による構造的な人手不足を背景に、安定した労働力の確保に向け、非正規職から正規職への登用を含め正規労働者が増加しました。中でも医療・福祉分野における女性の正規雇用が大幅に増加しています。完全失業率は、雇用調整助成金等の対策により、2%台後半で踏み止まっていますが、1年以上失業状態にある長期失業者は急増しており、長期離脱後の就労復帰の難しさが窺えます。

このような状況の下、令和 3 年度は、事業計画に掲げた 5 つの主要課題に則り、公益性・共益性のスタンスを維持し、保証機能を通じた社会的役割の発揮に努めてきました。コロナ禍に係る支援策については、保証料減免や返済猶予措置等を継続しました。勤労者福祉資金融資については、利用者の減少が続いており、コロナ禍における役割発揮に課題が残ります。また、頑健性のある保証料体系の構築に向け変動保証料制度の導入、並びに管理回収業務の効率化に向け求償権の譲渡について制度化しました。

事業実績については、コロナ禍の影響が依然として色濃く、新規保証引受額、保証債務残高ともにほぼ前年度並みの実績となりました。代位弁済は前年度を若干上回ったものの増加ペースが鈍化しています。一般正味財産増減額は、僅かに計画を下回りましたが、概ね順調な事業運営であったと評価します。

I 令和3年度事業および決算報告

1. 事業の実績

〔令和3年度主要事業計数の計画比および前年度比〕

(単位:千円、%)

	計 画	実 績	達成率	前年度実績	増減率
新規保証引受額	17,100,000	16,489,950	96.4	16,331,850	1.0
保証債務残高	47,984,632	47,373,081	98.7	46,691,718	1.5
代位弁済額*	208,619	176,925	84.8	170,524	3.8
保証債務延滞額*	25,000	37,154	148.6	21,567	72.3
求償権回収額	18,000	24,175	134.3	20,062	20.5
求償権残高*	576,524	521,216	90.4	409,685	27.2

(1) 保証引受の状況

① 新規保証引受額

新規保証引受額は7,918件164億8,995万円となり、前年度比で件数は313件減少しましたが、金額は1億5,810万円(増減率1.0%)増加し、計画を6億1,005万円(達成率96.4%)下回りました。コロナ禍2年目もその影響から脱却できず、ほぼ前年度並みの実績となりました。

1件当たりの平均保証引受額は208.3万円で、前年度より9.8万円増加しています。

② 保証債務残高

保証債務残高は34,729件473億7,308万円となり、前年度比で417件6億8,136万円(増減率1.5%)増加し、計画を6億1,155万円(達成率98.7%)下回りました。12億9,291万円の増加計画に対する達成率は、52.7%に止まりました。

なお、保証総額を規制する保証倍率(保証債務残高÷基本財産)は、最高限度50倍に対し33倍に収まっています。

(2) 代位弁済等の状況

① 代位弁済額

代位弁済額は117件1億7,692万円となり、前年度比で件数は3件減少しましたが、金額は640万円(増減率3.8%)増加し、計画を3,169万円(達成率84.8%)下回りました。

代位弁済率(代位弁済額÷平均保証債務残高)は0.37%で、前年度より0.01ポイント上昇しました。

代位弁済案件1件当たりの	令和2年度	令和3年度
代位弁済額(当初融資額)	142万円 (213万円)	151万円 (228万円)
償還済み期間(約定融資期間)	33ヶ月 (96ヶ月)	37ヶ月 (102ヶ月)

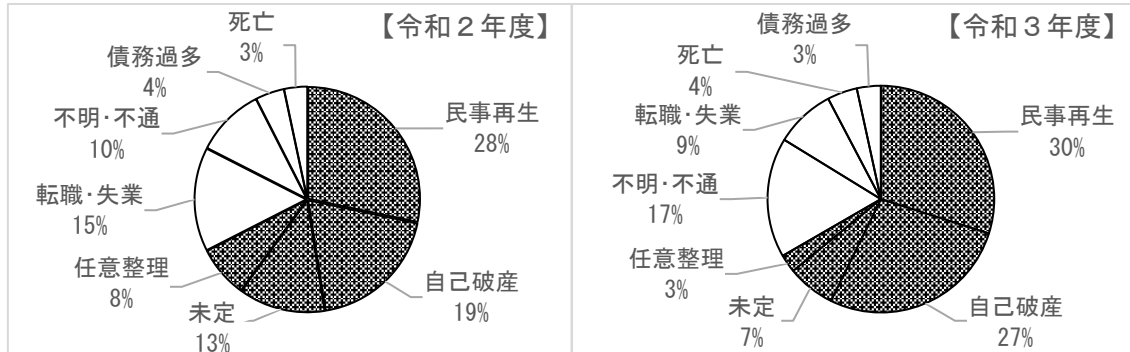
平均代位弁済額は前年度より9万円増加、平均償還済み期間は4ヶ月伸ばしました。高額融資のデフォルト率が悪化しており、代位弁済案件の当初融資額および約定融資期間が高額化・長期化し、平均代位弁済額が増加しています。

〔代位弁済の事由別件数・金額〕

(単位：件、千円)

代位弁済の事由	令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額
弁護士・司法書士受任	81	114,819	78	126,643
うち自己破産(予定含む)	23	27,850	32	52,229
うち民事再生(予定含む)	34	57,508	35	62,081
うち任意整理(予定含む)	9	8,593	3	3,092
うち未定	15	20,868	8	9,241
自然災害ガイドライン	0	0	0	0
債務過多	5	7,154	4	3,057
転職・失業	18	26,041	10	10,080
行方不明・音信不通	12	17,335	20	27,005
死亡	4	5,175	5	10,140
合計	120	170,524	117	176,925

〔代位弁済の事由別件数割合〕



(注) 網掛け：弁護士・司法書士受任

代位弁済の事由については、自己破産の割合が若干増加していますが、前年度の傾向から大きく変わることなく、多重債務等による弁護士・司法書士受任が、件数ベースで66.7%、金額ベースで71.6%を占めています。

② 保証債務の延滞

2ヶ月以上の延滞は25件3,715万円となり、前年度比で6件1,558万円(増減率72.3%)増加し、計画を1,215万円超過しました。

延滞率(延滞残高÷保証債務残高)は0.08%で、前年度より0.03ポイント上昇しました。延滞が発生または常態化する前に、弁護士等受任に伴う代位弁済が履行されることから、延滞率は低位で推移しています。

(3) 求償権回収の状況

① 回収額

求償権回収額は2,417万円となり、前年度比で411万円（増減率20.5%）増加し、計画を617万円（達成率134.3%）超過しました。

債務者の太宗が自己破産または民事再生を選択し、コロナ禍で悪化した経済・雇用情勢の回復ペースが鈍く、回収環境は依然厳しい状況が続いていますが、想定外の随時（一括）償還があり、計画を3割超上回ることができました。

② 求償権残高

求償権残高は454件5億2,121万円となりました。代位弁済額（1億7,692万円）が求償権回収額（2,417万円）と償却額（4,121万円）を大きく上回り、前年度比で60件1億1,153万円（増減率27.2%）増加し、計画を5,530万円下回りました。

なお、求償権比率（求償権残高÷保証債務残高）は、前年度より0.22ポイント上昇し1.10%となりました。

2. 損益および財産の状況

〔令和3年度主要損益計数の計画比および前年度比〕

（単位：千円、%）

	計 画	実 績	達成率	前年度実績	増減率
経 常 収 益	330,708	317,103	95.9	326,270	▲2.8
保 証 料	327,152	313,238	95.7	322,556	▲2.9
経 常 費 用	225,459	215,925	95.8	181,554	18.9
経 費	46,675	43,057	92.2	43,968	▲2.1
貸倒引当金繰入額	152,070	170,465	112.1	131,517	29.6
債務保証損失引当金繰入額	26,714	2,403	9.0	6,069	▲60.4
経 常 増 減 額	105,249	101,178	96.1	144,716	▲30.1
経 常 外 増 減 額	500	309	61.8	819	▲62.3
一般正味財産増減額	105,749	101,487	96.0	145,535	▲30.3
正味財産期末残高	1,844,505	1,840,244	99.8	1,738,756	5.8

(1) 経常増減額

① 経常収益

経常収益は3億1,710万円となり、前年度比で916万円（増減率▲2.8%）減少し、計画を1,360万円（達成率95.9%）下回りました。

経常収益の大半を占める保証料は3億1,323万円となり、前年度比で931万円（増減率▲2.9%）減少し、計画を1,391万円（達成率95.7%）下回りました。

運用益は前年度比54万円増加の224万円となりました。運用先は北海道労働金庫

への出資、金融機関預貯金、および債券となっています。

② 経常費用

経常費用は2億1,592万円となり、前年度比で3,437万円（増減率18.9%）増加し、計画を953万円（達成率95.8%）下回りました。

経費は前年度並みの実績で、保証審査に係る業務委託手数料等が想定を下回り、計画比で361万円の減少となりました。

貸倒引当金繰入額は、代位弁済額および求償権残高の推移に呼応し前年度実績を上回り、破産更生債権の増加が著しく計画を超過しました。

債務保証損失引当金繰入額は、累積代位弁済率や貸倒実績率に大きな変動はなく、貸倒損失（償却）への充当も無かったことから、保証債務残高の増加分のみの繰入となり、前年度実績並びに計画を下回りました。

なお、両引当金繰入額が経常費用に占める割合は80.1%で、前年度より4.3ポイント上昇しました。

③ 経常増減額

経常収益、経常費用ともに前年度実績と計画を下回りましたが、経常増減額については計画と大きく乖離することなく、407万円未達の1億117万円となりました。（達成率96.1%）

（2）経常外増減額

経常外収入は、北海道の損失補填金戻入益の30万円のみで、経常外費用は発生していません。結果、経常外増減額は、30万円となり、前年度比で51万円（増減率▲62.3%）減少し、計画を19万円下回りました。（達成率61.8%）

（3）一般正味財産増減額（最終損益）

経常増減額および経常外増減額の結果、一般正味財産増減額は前年度比で4,404万円（増減率▲30.3%）減少し、計画を426万円下回る1億148万円となりました。（達成率96.0%）

6年ぶりに前年度実績を下回りましたが、今後は新規保証引受および保証債務残高（保証料収入）の減少が見込まれ、一方で代位弁済（貸倒引当金費用）の減少は然程見込めないことから、一般正味財産増減額は逡減で推移することが予測されます。

（4）正味財産残高

正味財産期末残高は18億4,024万円となり、前年度比で1億148万円（増減率5.8%）増加し、計画比で426万円の減少となりました。（達成率99.8%）

なお、基本財産は、基金5億円、保証積立資産9億円で合計14億円、特定資産は、機械化準備積立資産5,000万円、経営安定化積立資産3億円で合計3億5,000万円となっています。

Ⅱ 課題の遂行状況

1. 幅広い勤労者層と福祉向上への対応

(1) 勤労者の生活安定と福祉向上を目的とする勤労者福祉資金融資（道の勤労者向け融資制度）について、その役割が十分に発揮できるようサポートしました。

- ① 制度内容の周知を目的とした案内チラシを作成しました。
- ② 利用促進と制度内容の拡充について、北海道労働者福祉協議会と連携し北海道に要請しました。制度内容や条件の変更はありませんでしたが、引き続き、利用しやすい融資制度の構築を目指し、関係機関とともに検討をすすめます。
- ③ 勤労者福祉資金融資制度の利用促進に向け、経営委員会にて、現状や課題、取組み状況を確認するとともに、制度内容の拡充や保証基準の緩和等について協議しました。
- ④ 育児・介護休業者、季節労働者、および離職者に対する保証料免除措置を令和4年3月31日まで延長しました。

(2) 勤労者の生活安定と福祉向上を目的とする労働者福祉事業団体等の取組みに参画しました。

- ① 勤労者の福祉向上に係わる政策・制度の改善に向け、北海道労働者福祉協議会が取組む「勤労者福祉向上キャンペーン」に参画しました。
- ② 「SDGs時代の社会セクターの役割」および「SDGsと地域」をテーマとする北部労福協主催のWeb講演に参加しました。

2. 災害発生時および感染症等流行時における支援

(1) 被災者への支援が必要な自然災害や、「自然災害ガイドライン」*1が適用される事例は発生していません。それら事象が発生した際は、被災者の生活再建と被災地の復興に向け迅速に対応します。

*1 正式名称は「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」で、金融機関等における自主的自律的な準則として、同ガイドライン研究会が策定。大規模災害の影響で返済が困難になった債務者が、一定の要件を満たした場合、法的手続によらずに債務整理を行えることを定めている。

(2) 新型コロナウイルスにより経済的な影響を被った勤労者に対する支援策を実施しました。

- ① 令和2年3月より実施している勤労者福祉資金融資の保証料免除措置について、対象となる方の条件を緩和するとともに徴求書類を簡素化し、継続実施しました。
- ② コロナ禍の影響を受けた勤労者への経済的支援を目的に、昨年度、連合北海道、北海道労働者福祉協議会、および北海道労働金庫が連携し開設した「新型コロナウイルス関連特別融資」*2の保証引受を継続実施しました。

*2 融資限度額：30万円、保証料込金利0.5～0.8%

令和3年度実績：新規～16件4,270千円、残高～170件21,449千円

- ③ 北海道労働金庫との提携融資保証制度において、コロナ禍の影響による収入減等

で返済が困難になった債務者の負担を軽減すべく、既往融資の返済を一定期間猶予する措置*3を継続実施しました。

*3 令和3年度取扱実績：14件

- (3) 「自然災害ガイドラインのコロナ特則」*4が適用となる手続き中や成立済みの債務整理事案はありません。申請があった場合は、債務者の円滑な生活再建を支援すべく適切に対応します。

*4 正式名称は「『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」。大規模自然災害の被災者の債務を法的手続によらずに減免することを定めた「自然災害ガイドライン」の対象に、令和2年12月より、コロナ禍の影響で返済が困難になった債務者が追加された。

3. 情報発信

利用者や関係機関に対する「知っていただきたい情報」を、ホームページに掲載しました。

- (1) 育児・介護休業者、季節労働者、および離職者に対する勤労者福祉資金融資の保証料免除措置の延長
- (2) 当協会が保証引受している道内51市町村の自治体提携融資制度の概要（対象者・資金使途・融資限度額・期間・金利）
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対する勤労者福祉資金融資の保証料免除措置の実施と取扱期間の延長